

令和2年度第3回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和2年10月28日(水) 午後1時30分～午後2時35分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① ひとり親家庭生活必需品提供事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

② 立川市新生児への特別給付金給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

③ 後期高齢者医療システムの改修について

【福祉保健部保険年金課】

④ 基幹系システム(国民年金システム)の改修について

【福祉保健部保険年金課】

⑤ 戸籍附票ネットワーク(仮称)及び戸籍情報連携システム(仮称)の導入について

【市民生活部市民課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：子育て推進課長、手当・医療費給付係長及び同係主任

諮問事項②：同上

諮問事項③：保険年金課賦課係長及び同係主事

諮問事項④：保険年金課国民年金係長

諮問事項⑤：市民課長、記録係長及び窓口係長

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（子ども家庭部子育て推進課）

【諮問の概要】

東京都の新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の追加実施として、児童扶養手当を受給していない公的年金等受給者や新型コロナウイルス感染症による家計急変者に対し食料品等の生活必需品を提供することとなり、ひとり親世帯臨時特別給付金システムを目的外利用して対象者を抽出し、宛名を作成してカタログ及び申込はがき等の送付作業を行うもの

【審議内容】

《性別に関する情報を必要とする理由について》

○性別に関する情報は必要な情報ではないが、システムから抽出するときに一緒に抽出されてしまう。切り離して抽出することは可能である。

○抽出する個人情報が必要最小限の情報とするべきである。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。ただし、取り扱う個人情報は必要最小限とする観点から、性別に関する情報は抽出しないこと。

諮問事項②：（子ども家庭部子育て推進課）

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症への不安を抱えながら、妊娠期を過ごし出産に臨んだ保護者に対し、その心労を見舞い、感染症対策に要した経費を補填するため、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児一人当たり5万円の特別給付金を支給することとなり、基幹系システム（総合福祉保険システム）を改修して新生児給付金システム業務を追加し、宛名情報を目的外利用して支給対象者（母親）・支給対象児を抽出し、新生児給付金システムにデータを移行して給付作業を行うもの

【審議内容】

《性別に関する情報を必要とする理由について》

○性別に関する情報は必要な情報ではなく、切り離して抽出することは可能であるが、この事業はすでに進めてしまっている。

○（事務局）事業を進めてしまっているので、性別に関する情報の抽出について

は今後十分に注意するという付帯意見を加えることをご了承願いたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、すでに事業を進めていることを考慮し、今後取り扱う個人情報が必要最小限とし、性別についての情報抽出については十分注意すること。

諮問事項③：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）により、令和 2 年分以降の所得税について給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振替を行うことに伴い、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように適切な措置を講じることとされていることから、保険料を決定している後期高齢者医療広域連合の標準システム及び市区町村の後期高齢者医療システムにおいても法改正を踏まえた改修を行うもの

【審議内容】

《保存年限について》

○文書の保存年限は 5 年であるが、システム上は消していない。理由としては、失踪宣告の場合は賦課取消として 5 年以上遡及して保険料の変更をかけることがある。決定権者である東京都後期高齢者医療広域連合が認めているため、データを残している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等が公布され、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額がそれぞれ 10 万円引き下げられ、基礎控除の控除額は 10 万円引き上げられたことに伴い、地方税法に定める総所得金額等を用いて要件判定を行っている国民年金保険料の全額免除・一部免除の所得限度額等の制度について、所得基準額に 10 万円を加算するよう国民年金法施行令等を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行することを予定している。また、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）等が公布され、ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦控除等の対象範囲の見直しが行われたこ

とに伴い、国民年金法施行令等を改正し、一部の改正は令和3年1月1日から、他の改正は令和3年4月1日から施行することを予定している。以上二つの税制改正に対応するため、国民年金事務及び年金生活者支援給付金事務を処理する基幹系システム（国民年金システム）の改修を行うもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問等はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）及び戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和元年5月31日に公布され、戸籍の附票の記載事項に性別、生年月日等を追加し、国の機関に対しては国外転出者の本人確認情報を提供する戸籍附票ネットワーク（仮称）を構築することに伴い、基幹系システム（住民記録システム）の改修を行うもの。また、法務大臣が戸籍副本から戸籍関係情報を作成する戸籍情報連携システム（仮称）を蓄積して、同システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにして戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付を不要とすることに伴い、戸籍事務電算システムの改修を行うもの

【審議内容】

《所管省庁とシステム改修について》

○戸籍法は法務省、マイナンバーカードは総務省の所管であり、戸籍情報連携システムは法務大臣、戸籍附票ネットワークは総務大臣の管轄となる。システム改修はそれぞれの所管省庁の指示に従って行うこととなる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

- ・第4回及び第5回開催日程について

第4回 日 時 令和3年1月27日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 208・209 会議室

	内 容	諮問事項審議他
第5回	日 時	令和3年3月24日（水）午後1時30分～
	場 所	立川市役所 208・209 会議室
	内 容	諮問事項審議他